

水戸英宏中学校いじめ防止基本方針

2014年6月21日策定

2023年4月1日改訂

水戸英宏中学校いじめ防止基本方針

2014年6月21日策定

2023年4月1日改訂

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは、どの学年、どの学級、どの生徒にも起こり得るものであり、いじめ問題に関わらない生徒はいないとの基本的認識に立ち、この「いじめ防止基本方針」を策定する。水戸英宏中学校では、すべての教職員がこの基本方針に則り、生徒が安心して生き生きと学ぶことが出来る学校環境を整え、開校以来、教育活動の根幹に据えている「いじめ・暴力ゼロ宣言」を実践するものとする。

2. いじめの定義

いじめとは「当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であり、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」である。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

3. いじめ防止の基本施策

(1) いじめの未然防止

【いじめ・暴力ゼロ宣言】

本校では、国際社会で活躍する品位ある人間の育成をめざし、「挨拶・礼儀・言葉遣い」「ルール・マナー遵守」「公共の場でのあるべき姿」など学内外での全ての場面において模範となる態度を育て、自律できる人間の育成を目指している。本校で「いじめ・暴力ゼロ宣言」の徹底を通して、「いじめ」の未然防止に努めていくものとする。具体的には以下の内容の張り紙を各教室に掲示することを通して、いじめ・暴力の根絶・未然防止に努める。

「いじめ・暴力ゼロ宣言」

- ①いじめ・暴力は「人権侵害」
- ②いじめを「しない・させない・許さない・見逃さない」
- ③いじめとは
 - ・仲間はずれ
 - ・無視（シカト）
 - ・身体への直接攻撃
 - ・相手がいやがることをする、させる
 - ・ネットいじめなどをいう
- ④いじめられたときは、先生や家族にすぐ相談する（ひとりで悩まない）
- ⑤いじめを見たり聞いたりしたときは、先生に伝える

全員が協力していじめ・暴力をゼロにしよう！

【さとうまさゆき 副校長 相談室】

上記内容の徹底を図るため、いじめ相談等の窓口として上記相談室を常設する。

(2) いじめの早期発見のための措置

①担任・副担任制により、ひとりひとりの生徒の状況をより細かく把握する。また、全職員が生徒の人間関係およびいじめにつながるような行為の早期発見に努める。

②「いじめ暴力改善指導レベル表」を全職員・全保護者が共有し、ささいなことでも学校・保護者が情報共有できる環境を整備し、いじめの早期発見に努める。

指導段階	いじめのレベル	項目	被害状況
いじめ暴力改善指導	重度時	1	暴力
		2	恐喝
		3	万引き強要
		4	服を脱がせる
		5	精神的苦痛を伴う
		6	暴言
		7	無視
		8	誰も話しかけない
	発生期	9	仲間はずれ
10		足をかける	
11		ものかくし	
12		かげ口, 手紙まわし	
障害期	13	悪口	
	14	いじわる	
	15	机を離される	
	16	同じグループ活動を嫌がられる	
	17	仲間に入れてもらえない	
未然指導 早期指導	関係悪化期	18	けんか
		19	トラブル
		20	口論
	関係形成期	21	からかい
		22	ちょっかい
		23	いたづら

い じ め 暴 力 改 善 指 導 レ ベ ル 表
水 英 中 学 戸 宏 学 校

③スクールカウンセラー・養護教諭との定期的な打ち合わせを通して、適切な支援体制の構築に努める。また、職員会議等における研修活動を通して、教職員の資質の向上に努める。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

①技術・家庭科（コンピュータを使用）の授業を通じた情報モラルの育成。

②携帯電話安全教室（全校生徒対象）の実施。

③携帯電話の使用について、学校・生徒・保護者間で以下の事柄の周知徹底を図る。

- ・午後9時以降の携帯電話は保護者管理とする。親以外との連絡を禁止とする。
（塾などで保護者が管理できない場合、親との連絡のみ、可とする。）
- ・ラインに関しては、グループを禁止にする。個人でのやりとりは可とする。
- ・タイムライン、フェイスブック、ツイッターを禁止にする。
- ・携帯電話のゲームを禁止にする。
※禁止事項を行っていた場合には、保護者連絡の元、携帯電話解約の方向で話を進める。

4. 水戸英宏中学校いじめ対策委員会の設置

(1) いじめの未然防止・早期発見・判定・措置等に取り組むため、校内に「いじめ対策委員会」を置く（原則月1回程度）

(2) 「いじめ対策委員会」の構成員は、校長、副校長、教頭、教務部長、生活指導部長その他校長が必要と認める者を構成員とする。

(3) 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う

①基本方針に基づく取組みの実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正を行う。

②各種関係機関、専門機関との連携を計る。

③いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録を共有する。

④関係する生徒への指導や支援の体制及び保護者への対応方針を決定する。

⑤重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめかどうかを判定し、いじ

めと判定された場合には、速やかに対応措置をとる。

⑥当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進を行う。

5. いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守ると共に、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- ②いじめと疑わしき行為の相談や訴えがあった場合は、「いじめ対策委員会」を開き情報を共有する。
- ③関係生徒及から事情を聞き、事実関係を正確に把握し、「いじめ」行為の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡すると共に、重大事態だと判断される場合は、茨城県知事に報告する
- ④いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- ⑤いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ⑥生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- ⑦いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(2) ネット上のいじめへの対応

- ①情報モラル教育を実施する。（「技術・家庭科授業」「携帯電話安全教室」等）
- ②ネット上の不適切な書き込み（人の文句、悪口、誹謗中傷）等については、直ちに削除の措置をとると同時に、指導の対象とする。同時に、保護者連絡の元、携帯電話解約の方向で話を進める。

(3) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに学校法人緑丘学園・茨城県知事に報告。学校法人緑丘学園は調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)に基づき「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

①学校で行う調査の状況については、いじめをうけた生徒及びその保護者に対して必要な情報を適切に提供する。

②調査結果を学校法人緑丘学園と茨城県知事に報告する。

③調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。関係機関との連携を進めるとともにいじめ防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で発信する。

④警察等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。